

午前10時30分開会

○小林たかや委員長 おはようございます。ただいまから環境・まちづくり特別委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

傍聴の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

本日、お手元に日程をお配りしております。陳情審査、新たに送付された案件2件、そして、その他です。この日程に沿って進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

新たに送付された陳情、送付5-4、説明会の再度開催を求める陳情、送付5-5、公聴会を現地傍聴にすることを求める陳情の2件です。関連するため、一括で審査することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、審査に入りたいと思います。陳情の朗読は省略いたします。

本陳情については、執行機関から情報提供等がございましたので——ありましたら、お願いいたします。

○神原地域まちづくり課長 陳情審査に際しまして、資料のほうをご用意させていただきましたので、ご報告させていただきます。

参考資料をご覧くださいませでしょうか。外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する説明会及び公聴会の開催について、報告させていただきます。

1) のまちづくり説明会です。外神田一丁目南部地区の再開発及び区有施設、区道の廃道等に関して説明会を開催させていただきました。1月27日の金曜日と翌28日の土曜日の2回、万世橋出張所と区役所1階の区民ホールで行いました。参加者は、1日目が67名、2日目が51名の延べ118名、WEB傍聴は、1日目が79名、2日目が62名の延べ141名となっております。区有施設は単独で計画してほしいといったご意見や将来のオフィス需要や容積緩和などによる交通、環境などの様々なご質問を頂き、区と再開発準備組合で回答させていただいております。

現在、議事録を整理しておりますので、区ホームページでの速やかな公開に努めてまいりたいと考えております。

次に、2のまちづくりに関する公聴会です。日時は、2月10日の金曜日、午後6時から万世橋出張所で開催します。1月20日から2月3日まで、公述人の募集を行い、95名から公述の申出がございました。公述を申し出る方が想定より多かったことから、当初は6名としておりました定員数を10名へと拡充させていただきました。公述時間は、1人当たり15分以内と変わりはありません。

なお、公述人に選定された方及び選定されなかった方には、昨日より順次ご連絡をさせていただいているところでございます。

次に、送付5-4、説明会の再度開催を求める陳情についてです。

二つご意見を頂いておりまして、今回の説明会及び1月26日に開催された二番町地区の公聴会につきまして、ウェブ視聴の音声途切れたことに対し、改善を求めるものです。

このような方法での説明会や傍聴に関しまして、不慣れな点もあり、視聴された方々にはご迷惑をおかけしました。動画配信機材の確認や操作につきまして、今後、注意を払っていきたくて考えております。また、先ほども報告しましたが、説明会の質疑応答については、区ホームページで確認できるように努めてまいります。

二つ目は、地域を絞らず、千代田区全域での説明会を求めるものです。今回の説明会も、万世橋出張所管内に限らず、区全体を代表する施設という位置づけで、区役所においても開催させていただき、番町、麴町や飯田橋、富士見など、様々な地域にお住まいの方々から参加いただいておりますので、説明会を再度開催するといった考えはございません。

次に、送付5-5、公聴会を現地傍聴にすることを求める陳情についてです。

こちらも二つご意見いただいております。一つ目は、現地での傍聴参加を求めるものです。今のところ、区側にそのようなご要望は頂いていない状況ではございますが、公聴会当日は、万世橋出張所の2階のスペースで、ウェブ視聴できる環境をご用意させていただきたいと存じます。2点目は、ウェブ視聴の改善を求めるものです。先ほどの陳情同様に、今回の公聴会の開催に当たっては、細心の注意を払ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。

ただいまから質疑、質問を受けます。

○岩田委員 すみません。ベーシックなところから、公聴会、説明会のそもそもの意義というか、目的——意義、目的を、すみません、教えてください。

○神原地域まちづくり課長 説明会というものは、今回、区議会のほうからも、これまでご議論いただいておりますけれども、区道に関することであったり、区有施設に関すること、あと、再開発全般に関することを地域の皆様に情報提供させていただき、様々なご意見を頂きながら、質疑応答するというのが説明会の目的だと思っております。

今回開催させていただく公聴会につきましては、主に、都市計画、また、区有施設に関する地域の方のご意見を拝聴する、頂く場だというふうに認識しております。

○岩田委員 ということは、どちらも情報提供、そして、住民の意見を聞くということですよ。

で、まず1本目の陳情の、音声途切れ途切れだったというお話がありましたけども、それに関しては今後注意するということなんですけども、じゃあ、また注意しても、途切れ途切れで、皆様にご迷惑かけた。そしたら、それはそれで終わりですか。だったら、こういうことが、やっぱりウェブというのは何があるか分からない、やってみなきゃ分からない。でも、そんなことじゃ——そんなことで、どんどん先に進めたら、やっぱり住民に対しても、非常に迷惑がかかると思うんですよ。そういう意味でも、こういうのは、ウェブではなく、現地でやれば、絶対間違いないと思うんですよ。ウェブで絶対間違いないなんてことはないと思うんで、そういうところはどうなんでしょう。

○神原地域まちづくり課長 おっしゃるとおり、人間がやっていることでございますので、100%ミスがないというのは、ないということは言い切れないというふうに考えておりますが、今回、原因のほうで、二番町の公聴会につきましては、1人の傍聴者の方で20秒ぐらい音声途切れたということがございました。それは操作のミスというところが分かってございます。で、外神田の説明会についての音声については、音源をスピーカーか

ら2か所で取っていたんですけども、一つのほうの音声の取り方のほうがうまくいってなかったというところもございまして、原因のほうは分かっておりますので、今後そういったところを踏まえまして、我々としては、反省点として受け止めて、改善を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○岩田委員 自分もこの区役所で別室でモニターを見ながら、ちょっと聞いていましたけど、やっぱり音声が切れた、その場にいた方々がざわざわして、何だ、これ、聞こえないぞということがありました。

これは、先ほど課長が一番最初に言った人間のやっていることですから、完全はないと。100%ということはないと。そうですよね。でも、100%がない。ミスがあった。にもかかわらず、やりましたということで、どんどん先に行っちゃうというと、それは区民の方々に非常にご迷惑をかけるというふうに思うんですよ。だったら、少しでも、そういうミスがないような方法でというふうに言っていますが、どうでしょう。

○神原地域まちづくり課長 確かにリアルタイムの場では、音声が途切れてしまったということで、ご心配をかけたというかご迷惑をおかけしたんですけども、そういったやり取りにつきましては、今後、ホームページのほうでしっかりと公表しておきますので、確認できるような体制は、補完として取っていきたいというふうに考えてございます。

○岩田委員 あと、ウェブができない方はどうするんですかというような、前、質問したら、そういう方々には個別に指導というか、教えていきますよと。じゃあ、そういう方って、何人ぐらいいらっしゃいましたか。ウェブできないんだけど、という問合せみたいなのは。

○神原地域まちづくり課長 すみません。二番町のほうは、私、今、把握はできていないんですが、外神田につきましては、今のところ、そういったご意見は頂戴しておりません。

○岩田委員 なるほど。じゃあ、そういう方がいないかどうか。もしかしたら、それは、諦めちゃって、ただ単に問合せしなかっただけなのかもしれませんけども、その途切れ途切れの話は、ちょっと考えていただきたい、本当に。実際、コロナでというんだったら、少しでも広い部屋を用意してやるとか、ちょっと考えていただかないと、「あ、途切れ途切れでした。ごめんなさい。原因は分かっています。じゃあ、今度うまくやります」って、うまくやらなかったらどうするのと言ったら、それでも、やりましたというのを理由に、どんどんどんどん先へ進んじやうんだったら、途切れ途切れで聞けなかった部分で、ああ、そこ聞きたかったのと言ったときに、じゃあ、どうするのと言ったら、ごめんなさいで終わりというのもちょっと何だと思うんですよね。

それで、今度、外神田一丁目のほうで、ウェブを操作できない人もおりという陳情のほうで、万世橋出張所で、やっぱりウェブをやるということで、何だ、結局、これは、区全域のことであるのに、万世橋出張所だけでウェブということなんですか。これは、オール千代田の話なんで、ほかの出張所でもやってくれ——ほかの出張所でもというか、ほかの地域でもやってくれという話なんですけども、万世橋だけでウェブなんですか、これ。

○神原地域まちづくり課長 ほかの地区でやってくれといったことは、こちらでは、全く把握してございまして、当然、ウェブ傍聴ですので、全体の方が見られるわけございまして、今回、万世橋出張所で公聴会をやるので、そこで来ていただければ、違う会場にはなりますが、傍聴できるというような体制を取らせていただくということでござい

ます。

○岩田委員 ごめんなさい。聞き方が悪かったかもしれません。万世会館とか清掃事務所というのは、千代田区民全体のもので、1か所しかない。だから、万世橋、神田だけでやるんじゃなくて、ほかの地域の区民の方たちにも知らせなきゃいけない。だから、よそのところでもやってほしいという話なんですよ。でも、ここは、万世橋出張所でウェブをやっていますというんですけど、じゃあ、そのほかの地域には、お知らせとか、そういうのはしない感じなんですかね。そういう人たちも聞きたいと思うんですよ。ウェブ環境がない、でも、ここだったら、ウェブで見れるというのが、万世橋、例えば、麴町の方がわざわざ万世橋に行くのかという話になっちゃうじゃないですか。でも、それを区としてはよしとしている感じですか。

○小林たかや委員長 ちょっと待って。岩田さん、ウェブでどこでもやってくれて、ここに書いてあるの。

○岩田委員 いや、いやいや。書いてあるんじゃなくて、区民からの……

○小林たかや委員長 陳情にされていないんじゃないの。

○岩田委員 はい。すみません。

○小林たかや委員長 あなたの意見ですね。

○岩田委員 あ、そうですね。はい。

○小林たかや委員長 ここで陳情されているのは、ウェブ環境を整えてくれということと、ほかの地域でも説明会をやってくれということで、ここで、ほかの地域でウェブで視聴できるようにやってくれというのは、主張されていないですよ。

○岩田委員 はい。すみません。

○小林たかや委員長 それ、ちょっと陳情審査なんで、それを踏まえて。

○岩田委員 はい。すみません。

すみません。私の考えとして、私の考えとして、万世橋出張所でウェブ、だけでウェブというんじゃなくて、ほかの地域でも見れる、せめてね、せめて見れるようにする。リアル傍聴ができないんだったら。というぐらいの配慮があってもしかるべきなんじゃないんですかということです。

○小林たかや委員長 質問が違うんだ。

○小枝副委員長 ちょっと。

○小林たかや委員長 はい。ちょっと待ってください。関連。

副委員長。

○小枝副委員長 今、質問して、おっしゃっていることというのは、確かに個別の意見というふうになるかもしれませんが。ただ、そうでないという部分があるのは、この、区の認識なんですけれども、この区道の廃止、公共施設の更新ということは、オール千代田の課題というふうに考えているのであれば、この間、二番町でも、区役所という真ん中で場をつくったのに、今回、万世橋というのは、非常に不自然だという、多分、そういうご指摘なんだろうというふうに思うんですね。で、その点については、ちょっとこの間の委員会集約からすると、4点の、より、より区民の声を反映する公聴会の在り方ということ、それから、今後、さらに公述人の人数、傍聴の在り方、告知の方法など、この改善点、指摘を受けながら、改善していくよということに来ていて、そこら辺は、改善という

よりは、後退というふうになっているというご指摘というふうに受け止めますが。そこで、そこはそこで答えていただきたいけれども、そもそもということが最初にありましたので、都市計画の運用指針に沿ってやっていきたいよと。やれる、やれないというのは状況があるにしても、それに、この考え方に沿って、公聴会も開かれたわけですよ。そのベースがどこにあるのかというところが、前回の4点の集約と併せて、しっかりしていれば、極めて建設的な意見のやり取りになると思うので、ちょっとそこで答弁いただきたいと思います。

○小林たかや委員長 それ、答弁できるの。質問を……

○小枝副委員長 できるでしょう。何でできないの。

○小林たかや委員長 いや。質問をちゃんとしてくれないと。

○小枝副委員長 質問は、じゃあ、委員長、言いますよ。

○小林たかや委員長 はい。副委員長。

○小枝副委員長 質問は、なぜ、前は区役所の真ん中でやったのに、二番町の件だけ。

○小林たかや委員長 そうそう。そういうふうにしてください。

○小枝副委員長 オール千代田での課題を、これ、公聴会なり、説明会なりやってきたという認識でいるわけでしょう。であれば、わざわざ万世橋出張所という提案はないんじゃないんですかということです。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと二番町のことは、地域まちづくり課長、答えられないので、私のほうから。二番町も、当初、麴町地域のほうでという考え方があったんですけど、なかなか場所が取れなかったというところが一つございます。そういった意味で、二番町を、じゃあ、神田のほうでやるのかということになると、それはあれなので、区役所でやらせていただいたというところが基本でございます。今回は、特に万世橋のところということで、やはり意見があるのは、神田地域、秋葉原地域の方々が多いということなので、その地域の方々为主体になるだろうということで、万世橋の区民館が取れましたので、そこで開催するという形を取らせていただいたというところでございます。

そういった形で、中央ということで、千代田区役所という形であるんですけど、先ほどの説明、担当課長が説明したように、説明会に関しては、万世橋とここの区役所でやりました。ただ、公聴会に関しては、1回ということなので、2月10日に万世橋の区民館で行うというふうに決めさせていただいたというところでございます。

○小枝副委員長 それは、区役所のほうの会場が取れないんですか。

○加島まちづくり担当部長 区役所のというよりも、先ほどご説明したとおり、二番町に関しても、麴町地域で本当はやりたかったというところはございますけれども、それはちょっと時期だとかを考えたときに取れなかったと。万世橋に関しましては、2月10日に確保できましたので、そこでやると。そちらの地域がメインという形で考えていましたので、そこでやるというふうに決めたというところでございます。

○小枝副委員長 長引かせたくないの。じゃあ、区役所は取れるかもしれないですよ。取れるのであれば、それはより丁寧に公聴会の理念に従って運営するというのが、前回の集約でもありますので、それはもう、場の確保をする方向で、まず、努力をしてください。そこはやっていただきたい。（発言する者あり）ちょっと答弁はいいです。

○小林たかや委員長 何で。答弁をもらわなくちゃ。

○嶋崎委員 駄目だよ。

○小林たかや委員長 駄目だよ、答弁。

○嶋崎委員 噛み合わなくなっちゃうから駄目だよ。

○小林たかや委員長 はい。部長。

○加島まちづくり担当部長 その外神田の一丁目のこのまちづくりの公聴会を区役所で行えといったご意見ということ……

○小林たかや委員長 区役所でも行えというんでしょう。

○加島まちづくり担当部長 区役所でも。2回ということですか。

○小林たかや委員長 いや。違う、違う、違う、違う、違う。傍聴。公聴会をやるでしょう。その公聴会をやるところの傍聴を、直接傍聴が今できないから、ウェブで秋葉原で一—あ、出張所でやりますよね。そのことを区役所でも見れないかということでしょう。

○小枝副委員長 うん。普通、そう。

○小林たかや委員長 二つ。二つで見れないから。

○小枝副委員長 だって、ここで公聴会をやる。万世でやるわけじゃないんでしょう。公聴会、ここでやるんでしょう。

○小林たかや委員長 違う、違う、違う。

ちゃんと、ちょっと整理して。整理してお願いします。

○加島まちづくり担当部長 公聴会をやる場所は、外神田一丁目に関して公聴会をやる場所は、万世橋区民館でございます。

○小林たかや委員長 そうですね。

○加島まちづくり担当部長 区役所、本庁舎ではやりません。傍聴はウェブということなので、ウェブの環境が見られる方は、どこでも見られるというところでございます。で、そのウェブの環境が見られないというような方に関しては、万世橋区民館の2階を開放しますので、そちらで見れるような形にさせていただいておりますといったところでございます。

で、それ以外に、ちょっと見れないんだけど、どうにかしてくれないということがあれば、それはちょっと担当の窓口のほうに、まずは相談していただきたいというふうに思います。

○小林たかや委員長 副委員長。

○小枝副委員長 分かりました。ちょっとそこは真ん中であつたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、分かりました。

で、95名の内訳のところを確認したいんですね。通常ですと、報告するときに、在住、在勤、利害関係の内容について、あるいは男女の比など、明らかにされると思います。そこを、まず教えてください。

○神原地域まちづくり課長 明確に、賛成、反対というような区分ができないようなところもありまして、今、ちょっと集計中ではございますが、反対の意見に近いもののほうが多いというような状況にはなっております。ですので、半分以上は反対に近いご意見の方が公述人の申出をされているというような状況です。

○小枝副委員長 95名って、前回より多いなと思ったんですけど、在住、在勤、男女の別ぐらひは集計していないんですか。

○神原地域まちづくり課長 すみません。数で言わせていただきますと、まず、男女別でいきますと、95名のうち、男性58名、女性が37名になってございます。内訳が、ちょっとすみません、地区内地権者——すみません、区内在住、在勤という分け方はしていませんので——だけで分けていませんので少し細かくなりますが、地区内の権利者が13、地区内の借家人が4、地区内在勤が4、区内在住56、区内在勤15、その他3、計95になるかと思えます。

以上です。

○小枝副委員長 そこの中の、地権者、在住、在勤、借家といったところでの賛否というのを聞いたんですけど。

○神原地域まちづくり課長 地区内。ああ、すみません。

○小林たかや委員長 はい。担当課長。

○神原地域まちづくり課長 ですので、先ほどの、お話ししたとおり、どちらかとは読み取れないようなところもありますので、そこについては、今、集計しているところでございます。

○小枝副委員長 二番町のときには、そこは、その他ということで、ちゃんと区分けしています。これだけ日にちがあるわけですから、そこは、読み取れないものはその他にするんです。で、賛否の別は明らかにしてください。

○神原地域まちづくり課長 はい。それは、集計次第、またご報告させていただきたいと思えます。

○小枝副委員長 そういうことに、そんなに何日もかかるんですか。あと、何日かかるんですか。1,000も2,000もあるわけじゃない。95の中身が集計できないというのは、どういうことなんですか。

○神原地域まちづくり課長 すみません。意見の賛否については、反対のほうが、読み取れることとしては、3——失礼しました、6割から7割ぐらいの方が反対の意見を申し上げているんじゃないかなというところで、そここの数字のほうは、改めて、今、確認しているところでございますので、全体の割合としては、そういった範囲の中だということで、ご承知おきいただければというふうに思えます。

○小枝副委員長 いや、分からないな。

あれっ。これって、申込み、いつまでだったんですか。で、今日は何日ですか。

○神原地域まちづくり課長 2月3日金曜日の終日まで申込みができましたので、我々としては4日の日から集計のほうに入っているというような状況でございます。

で、数のお話を、今、されてはいるんですけども、やはり申出の意見一つ一つというものを捉えてみますと、ただ反対というようなご意見があったり、数だけでは捉えられないような中身というようなものも申出書の中にありますので、我々としては、その辺も踏まえて、数だけの議論ではなくて、中身についても、今後、公表してまいりますので、そこについても、しっかりと皆様のほうでもご確認いただきたいというふうに考えてございます。

○小枝副委員長 しっかりと、と言うんですけれども、何というんですかね、2月3日で2月7日。もう4日もたっているわけですよ。それで、しっかりと、と言うんだけれども、加工されて出されてきたときに、本当にちゃんとした区民の権利、財産に関わるこれだけ

重要なことが、曖昧、曖昧にされながら、まるで、何か先ほどもおっしゃった、反対というだけ書いているものもあるって。であれば、それはそのまま個人情報を伏せて、生のものをここに出すという努力をすればいいじゃないですか。全部加工して、好きなところだけ抜き取って、これは賛成であろう、反対であろう、その文脈だけ取って、そういう、そして、情報公開を求めれば、2週間たったときには物事が終わっているというようなやり方を、住民は物すごく不信を持っているんですよ、はっきり言って、今のまちづくりには。そういう基本的なことのところで、もめたくない。そういうところではやりたくないですよ。もう明快にさせていただいて、そうしてもらわないと、ちょっと公式の場が困るんですよ。

○神原地域まちづくり課長 頂いた申出書の中身につきましては、我々としても加工するつもりはございませんで、個人情報に関わること以外はそのままの形で、筆跡とかがございますので、ある程度電子データ化したものをホームページのほうで公開させていただきたいというふうに考えております。

○小枝副委員長 それはいつですか。2月10日に公聴会をやるわけですよ。で、公平な選定をする場合、どういうふうにするのか。運用指針には、時間の物理的条件が許す限りにおいては、可能な限り、公述できるようにしなさいよというふうに書いてある。で、公述人相互間の質疑、討論なども行うことも好ましいと書いてある。それは、理想はすぐには実現できないというんでしょうが、少なくとも、情報が、何というか、公平に持てる、安心して進める状態にあることが好ましいと思うんですね、状況が。なので、いつ、じゃあ、今日はもう運営に協力しますけど、どの段階で出してくれるんですか。全部終わった後じゃなきゃ駄目だということですか。ちょっと分からないんですよ。分からない。

○加島まちづくり担当部長 まず、何か我々が、公述書、申出書を頂いて、何か操作しているということは全くございません。3日金曜日が最後ということだった、金曜日が。それで、実は土日も出てきてもらって、公述書を全部確認して、その中で、賛成とか反対とか関係なく、ちゃんとしっかり申出をされて、公述もしていただける方というところを確認した結果、10名の方ということで選ばせていただいたというところで、その中で、まあ、反対だろうという方が6、推進だろうという方が4という形になったといったような事実がございます。最初から賛成と反対を何割にしようとか、そういうことは全く考えていなくて、その申出書を確認させていただいた結果、これは1人だけじゃなくて、職員3人がそれぞれ自分でチェックをして、それで、3人を合体して、まあ、順位づけじゃないんですけど、そういった形でやらさせていただいたので、それは、何でしょう、公開するときに、例えば、この申出書の方が公述してもらいましたよみたいなことがあれば、できるかどうかはちょっとあれなんですけど、そういったこともあれば、そういった申出書の中で選んだのねというようなことが明確になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

その公開に関しては、なるべく早めにしていきたいとは思っているんですけども、公述申出書と、公述、2月10日の公述を経て、区がどういう決定をしていくかということもあるんですけども、一方では、この当委員会で、この外神田一丁目に関しては、いろいろと議論されているところがありますので、それに関しては、そこら辺との調整を図りながら、いつ公開していくかというのは、ちょっと検討はさせていただきたいなとい



うふうに思っております。

○小枝副委員長 10日の公述前に、それが公表、見解については、見解についてはその後という必要はあると思うんですけども、全員が本当だったら、この運用指針に沿えば、希望する多くの方が公述できるという日程と環境をつくりましょうというふうに書いてあるんですね。それが基本的な趣旨ですから。でも、それが今回かなわないというのであれば、どのような公述をしたかったのか。それは、人によって、個性はあるでしょう。800字以内のどんなことを書いたのか分かりませんが、それがどんな意見が出ているのかということについては、パソコン打ちできるでしょうから、それを、名前、個人情報伏せて公開するというのは、私はできる手続だと思うので、しかもそれが今ここで公述させろといっても無理だと思う中で、より可能な手続だと思うので、それはぜひ求めたいというふうに思います。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと、今、理解できなかったんですけど、2月10日までに公表しろということですか。

○小枝副委員長 中身についてはね。

○加島まちづくり担当部長 はい。それは、するつもりはございません。

○小枝副委員長 そういう区の姿勢であるということ、ここはわかります。よりどうしたら区民と信頼できる歩みができるかということ、私なりに現実可能な路線を今考えて申し述べております。で、せっかく、最初はもうやらないよと、17条でやるんだと言っていた説明会、公聴会をこのように開くことになったわけですから、その中で、やはり私も説明会を聞いていて初めて、これはいけないんだけど、この計画の中身が理解するところがあります。で、さらに疑問も深まりました。そうやって議員が理解し、当然区民が理解し、そうしていかなかったら、行った先で区民が幸せにならないということになってしまうわけですから、私たちは理解をしながら進んでいかなきゃいけない。だから、説明会をやることになって、公聴会をやることになって、今回はその公聴会で傍聴を可としてください。可能な限り傍聴を可としてください。で、通常、傍聴のない公聴会というのを私も見たことがないんですね。いろいろな公聴会、自分も公聴会に出たこともあるし、傍聴に行ったこともあるけど、そういう例って、ほかにありますか。

○神原地域まちづくり課長 二番町も、今回と同様にウェブ傍聴というような形を取らせていただいております。

○小枝副委員長 のみ。

○神原地域まちづくり課長 これはやはり公述する場において、公述人の方が静かな環境で公述できるほうが我々としていいかなというふうに考えておりますので、そういった対応を取らせていただいております。その辺はご理解いただきたいなというふうに考えてございます。

○小枝副委員長 いやいや。それは質問に答えていただきたいんですけど、その傍聴をしない、傍聴ゼロで公聴会をやるという他の事例が、まあ、二番町はありましたけど、千代田区以外でそういうことをやっているなんていう事例がありますか。端的に教えてください。

○神原地域まちづくり課長 全ての自治体を把握しているわけではございませんので、私どもとしては分かりません。

○小枝副委員長 千代田区だけなんです。私だって、全て知っているわけじゃない。でも、私はいろいろなところに行っています。行っているから経験しているし、見えています。どんな大変な、今の神宮外苑だって、物すごい広い会場でやっていますよ。公述人ももう、たくさん出て、朝から晩までやっています。傍聴も、もう何百人という会場でやっていますよ。そういうことを千代田区がやらないということが、また、せっかくやっているのに、そういう、何というか、公平公正なやり方ではないというふうに、クローズな、非常にやりたくない、後ろ向きなやり方だということに見られてしまうことが、それじゃ意味がないじゃないですか。人数的な限界があるのは分かります。ですが、そして陳述者のプライバシーを、もしかすると私は見られたくないという人がいて、職員が代読するというのがあるだろうというの、そうかもしれない。できれば、ないほうがいいと思いますけど。で、ご存じかどうか、個人をつい立ての中に入れるということもできるんですよ。というか、それが通常のプライバシーの守り方なんです。そういう多様な、いろんなことに配慮しながら、参加型でオープンに、共に双方の議論が、あ、こういうことを言っているんだ、じゃ、ここは共通だ、じゃ、ここ調整できるねというふうになるのがこの意見反映のための公聴会の位置づけなんです。千代田区は初めてだから、手探りだということもよく分かるんです。努力しているのもよく分かります。でも、だからこそ、そんなつまらないところでつまずかないでほしいんですよ。かたくなにならないというか、意固地にならないで、一定の範囲のところまで、それはもう、皆さんの意見も頂けたらと思います。私だけの、もちろん委員会ではないですから。皆さんがどう考えるかということと合わせてどう、よりもやるんですか、よりよい方向を探るところに一步一步、前回の二番町があって、今度外神田がある。それがいい方向に向かわないと、もったいないじゃないですか。

○神原地域まちづくり課長 副委員長おっしゃるご意見というのも当然あるとは思いますが、私どもの考えといたしましては、公聴会というのは公述人の方が自分の考えというものを皆さんに知らしめる場でございますので、そこに人がいるいないというよりは、その方がしっかりとご意見をその場で述べられる環境を整えるということも大事だと思っておりますので、公述人の方には別室というか会場のほうで公述していただく。傍聴の方は、まあ、リアルというか、同じ場ではございませんが、リアルタイムで聞けるというような状況は整えていきたいということでございますので、そういう考えもあるというところはお理解いただきたいというふうに考えております。

○岩田委員 関連。

○小林たかや委員長 岩田委員。

○岩田委員 公述人の方のというよりも、住民の意見を反映させるためです。公述人だけじゃなくて。都市計画運用指針には、公聴会の開催が形式に流されることなく、真に住民の意見を反映させる場として機能させる観点からというふうに書いてあります。また、それだけではなく、住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び理由の開示等に意を用いていくべきである。だから、さっきの、ちょっと戻っちゃいますけども、公聴会、説明会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮するべきであるとも書いてあります。だから、公聴人だけじゃなくて、住民皆さんの意見を反映させるためです。だからそこをちょっと酌み取っていただきたいんですけど、そこはどうですかね。

○神原地域まちづくり課長 その記述というのは、公述人の、住民という捉え方だという

ふうに思っておりますが、公聴会の場というのは、公述人というのは当然住民です。住民が自分の都市計画に関するご意見というものをその場で披露する場でございますので、その環境を整えたいということでございますので、その部分については、我々としては配慮しているものというふうに考えております。

○岩田委員 もちろんその公述人の意見もというのはありますけども、公述人だけじゃなくて、そのほかの住民の方たちの意見もやっぱり反映するべきですよ。ここの運用指針によるならば、そういう住民の意見を反映させる場として機能させる観点から、都道府県または市町村の担当者と、あるいは公述人相互間において、質疑、議論を行うことなども考えられる。つまりそれぐらいやりなさいよ、配慮しなさいよと言っているんですよ。でも区は、さっき言った公聴会の開催が形式に流されることなく、と。流されているんじゃないですかという話です。例えば、万世橋、神田のほうに意見を言う方が多いだろう、興味がある方が多いだろう、だから万世橋……

○小林たかや委員長 それは後で整理します。

○岩田委員 えっ。

○小林たかや委員長 その点については後で整理しますので……

○岩田委員 あ、そうですか。分かりました。

○小林たかや委員長 質問を絞ってください。

○岩田委員 ということで、そういう点も考えて配慮しなさいよというふうに言っているんですけど、そこをちょっともう一回お願いします。

○神原地域まちづくり課長 岩田委員のご質問というのは、公述人に選ばれた住民の方と傍聴される住民の方が何か一緒になっているように私としては今のご質問は考えておまして、そこでご指摘いただいている運用指針の住民というのは公述人に選ばれた方でございます、その方の申出があれば、区の職員や公述人間での意見交換ができるということでございますので、その傍聴人とはちょっと切り離して考えるものだというふうに認識しております。

○小林たかや委員長 岩田委員。

○岩田委員 それじゃ、公述人相互間で、質疑、議論はできるんですか。

○神原地域まちづくり課長 それは、そちらから申出があった場合はそのようなことも考えられるということでございますので、今、ちょうど連絡を取っているような状況でございます、ただ、公述人間でということは我々は考えてございませんで、行政に対して物を申したいということがあれば、その公述時間内での対応は考えていきたいというふうに考えてございます。

○小林たかや委員長 岩田委員ね、前回確認して、前回のところで、より区民の声を反映する公聴会の在り方について引き続き当委員会で検討すること……

○岩田委員 3番目ですよ。

○小林たかや委員長 3番目なんですよ。で、今、公聴会の在り方、今言われていることで、委員は例えば形式的にやっているだけだということですけども、それをいかに越えようか、いろいろな知恵を出しましょうという、今、過渡期なんで、お答えは同じになってしまうと思うんですよ。それで、今、理事者の回答は、公述人は住民であるからその意見を聞くと。公述人間では意見のやり取りはできない、考えていないということなんで、そ

ういう答弁が出ているんで、もし質問の中で言うのであれば、そういうのができることを今後考えますかとか、ここの、こちらが前回委員会で確認したことを深めていただく質問かと思うんで、そういうことでよろしいんでしょうか。

○岩田委員 はい。

○小林たかや委員長 引き続き同じ質問をされると、ちょっと時間的な問題もありまして、恐縮ですが、よろしくをお願いします。

○岩田委員 分かりました。

じゃあ、その公述人間で質疑などを行うということは考えていない。なぜなんですか。

○神原地域まちづくり課長 これから公述人に選ばれた方とはいろいろとお話を、お話というか、やり取りが出てくるかとは思いますが、やはり、そういった賛否を問うようなことをお互いに話をしたくないというような声もございまして、我々としてはそういった住民間のお話の場というよりは、申出があれば行政としてお答えするというような形を取らせていただきたいのが今の考えです。

○岩田委員 別にそこで賛否を問うわけじゃないじゃないですか。お互いの意見、私はこういうふうに思っている。で、あなたはどういうふうに思っているんですか、私はこういうふうに思っているという意見をお互いに出し合って、それでブラッシュアップさせていくという話じゃないですか。

○神原地域まちづくり課長 そういった岩田委員が考えるようなお考えの方もいらっしゃいますし、自分の意見を言いたいという方もいらっしゃるということでございます。

○小林たかや委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 この陳情で説明会の再度開催を求めると。先ほど説明会も行うことはありませんということでしたけれども、先ほど議事録ですか、これは今、作成中だと言っていましたけれども、どれぐらいの期間で公開できそうなんですか。

○神原地域まちづくり課長 すみません。実際には議事録のほうは委託化しておりますので、今、未定稿の部分が上がってきているような状況でございます。そこから誤字といいますが、誤表記といいますが、そういったものですとか、個人情報というものを整理させていただきますので、できるだけ速やかには思っておりますので、すみません、期間のほうはお約束できませんが、速やかに対応させていただきます。

ただ一方で、職員、今、先ほどいろいろとご指摘いただいておりますが、この説明会を終わり、公聴会の公述人の選定をやったり、今、公述会に向けてかなり作業的には非常にハードなような状況もございまして、その辺もご留意いただければというふうに考えております。

○牛尾委員 公聴会に参加される公述人の方々が、前回の委員会でも私言ったんですけども、本当にこの外神田一丁目のまちづくりについて、あとは区有地、区道がどうなるのか、こういう情報も知った上で意見を述べていただいたほうが一般的な議論になるんじゃないかということをやったんですけども、説明会の区の説明のほうを公述される方が全員聞いていけば問題ないんでしょうけれども、聞けなかった方もいらっしゃるかもしれないし、あとは説明会に参加したかったけれども参加できなかった方もいらっしゃる。ウェブ視聴もできなかった方もいらっしゃるという点では、もちろん未定稿ではあるでしょうが、議事録を速やかに出していただくということも急いでほしいんですけども、一方

で、実際に説明会をユーチューブで流されたと。で、これを、今、非公開になっているわけなんですけれども、これをせめて公述する日まで公開するということはできないんですかね。

○神原地域まちづくり課長 すみません。ユーチューブを動画をアップするということに関しましては、ちょっと私もそのコンテンツについて詳しくないのでちょっと分かりかねるところではあるんですけれども、公述される方、選定された方が説明会の議事録を拝見したいということであれば、そこについては対応できるのかなと。ただ、広く公開することについてはちょっと難しいと思いますので、そういったご要望があれば個別対応させていただきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 つまり、当日の動画を見たいという方がいらっしゃったら、区のほうに相談すれば、それは見ることができるということでしょうか。

○神原地域まちづくり課長 すみません。動画のほうは、それが残っているかどうかというのを、私、存じ上げていないものですので、対応可能かというのはお答えしかねますが、公述される方ですね、方がその説明会に出たかったけど出れないということであれば、それは議事録として今ありますので、それは個人情報を除いた形でご提供することはできるのかなというふうに考えております。

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 簡単に一、二伺いたいと思います。

都市計画法の16条では、公聴会等の開催については、必要があるときはということで、行政の裁量になっていると。ですから、公聴会だけを開くところもあれば説明会だけを開くところもある。全く開かないところもあると。両方開くところもある。今回、千代田区では両方、説明会と公聴会の両方開いたと。で、説明会を開いたというのは、やっぱり区道の問題、あるいは区有施設を組み込んだ事業であると。そういったところから、もちろん市民運動がありましたし、議会でも要求があった。そういういろんな面から両方開いたという捉え方でいいんでしょうか。

○神原地域まちづくり課長 本来であれば、これまでは16条の第2項に基づくその地区内の方に対する地区計画の原案の説明というのはやってまいりましたが、それに加えて、今、木村委員のほうからご指摘があったように、区議会でのご議論ですとか陳情、地域の方からのご意見というのを踏まえまして説明会を開催し、16条の1項に準ずる形で公聴会のほうを今回開催させていただくというものでございます。

○木村委員 今回の外神田一丁目の再開発事業というのは、いろんな意味で初めてのケースを含んでいるわけです。で、区有施設を再開発ビルの中に組み込むというのもそうですし、区道を床と権利変換するという場合もそうです。それで、今後、区有施設を含めた再開発事業も計画されているだけに、この外一の再開発事業をどのように住民が計画を共有し、そして発言する場をどれだけ確保していくのかというのは、非常に先事例として大事になってきていると。だからこれだけ陳情書も出てきて、議会でも活発な議論が展開されるということだと思っんですね。

それで、委員長、前回の委員会で、公聴会の在り方については委員会の集約として、在り方を今後も調査を継続していくというようになりました。やっぱり公聴会というのは説明会が実際にやられ、その計画内容を区民や利害関係者が把握することで公聴会というの

が成立すると思うんですよ。だとしたら、説明会も一体でその在り方を検討して詳細にしていく必要があるんじゃないかと。ましてや区有施設を含むとなったらなおさらそういう必要性があると思うんです。だとしたら、その集約の中に、今回の陳情も踏まえて、公聴会のみならず説明会の在り方についても、区有施設についてもどれだけの人を対象にするのか、区有施設によって性格も変わってくるわけですから、それも含めた在り方を検討していくというふうに、やはり調査の事項の対象範囲を広げる必要があるんじゃないかと。これちょっと後で諮っていただければと思うんですね。

○小林たかや委員長 はい。

○木村委員 で、ちょっとその上でいいですか。

○小林たかや委員長 はい。

○木村委員 それで、先ほど説明会は開く必要がないというお話でした。ただ、これは区有施設でありますので、例えば、ほかの地域から、これは清掃事務所がどうなるのかと。ぜひ、区から説明を聞きたいと。で、一定の人たちが集まってそういう説明を聞きたいといった場合には当然区は説明に行くんでしょう。関係所管あると思うけれども。その辺どうなんでしょうか。

○神原地域まちづくり課長 これまでも例えば町会ですとか、ご要望があればご説明に伺っておりますので、個別にご相談いただければ我々としては対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○木村委員 いいです。

○嶋崎委員 今の関連で。

○小林たかや委員長 はい。関連で嶋崎委員。

○嶋崎委員 今、木村委員がおっしゃったのは、確かに、地域の方というか、やっぱり区有施設が一つじゃなくて二つあるんで、そこはやっぱり丁寧にやったほうがいいんだろうなと。かたくなに説明会はやりませんよじゃなくて、やはり場合によって、やっぱり適時適切でやられたほうが、賛成か反対かは別にして、やはりそれを聞いたとか受けたとかというイメージがあるだろうし、それから、区有施設と言えば、ご案内のように、清掃とそれから万世会館と、非常に、区民の生活にとっては非常に密接な関係のある場所なんで、そこはあまりかたくなに、やりませんというんじゃないくて、少し懐深く見ていただいたほうがいいのかなというふうに思います。ましてやこういう状況にあるから、公聴会は公聴会として非常に英断を切っていただいたと私は評価していますよ。ましてや都計審のところで判断をされたわけだから、これはもう本当に英断だなというふうに思っているけれども、もうちょっと詳細にわたって丁寧にやられたほうがいいんじゃないかなと思うんで、そこら辺のことをお聞かせいただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 清掃事務所並びに他の部の所管の課題もありますので、私のほうからご答弁申し上げます。

今回の説明会につきましては、都市計画手法の中で公共施設をその中に入れていくという一定の枠組みの中における区有施設の議論が中心なのかなというふうに思います。そういった中でも、先ほど地域まちづくり課長が答弁しましたように、今後地域の要望に応じて説明をしていくと。それから、その枠組みの中で、嶋崎委員ご指摘のとおり、どういうふうに整備していくのか、清掃事務所においては、外神田だけではなくて他の地域との機

能分散も含めて、そういったものについては丁寧に説明をしていきたいというふうに思いますし、万世会館につきましても、今後、具体的に都市計画の枠組みの中で整備していくのであれば、その検討段階に依拠して、当然にそういった説明の機会をつくっていきましょうし、私どものほうから地域振興部のほうにも歩調を合わせて対応していくように協議していきたいというふうに思っております。

○河合委員 関連で。

○小林たかや委員長 関連で河合委員。

○河合委員 今、清掃事務所の話が出ましたんでね。この外神田の計画の前に、執行機関を褒めるわけじゃないんだけど、町会のほうには担当の方がいらして、いわゆる外神田の清掃事務所の開発を含めて我々のほうにどういう影響があるのか、その分は事前に町会を通じて説明に来ていただいております。で、町会の役員会の中でもその話が出て、こういうふうになります。今後の対応はまた別として、現状はこうだという説明は事前に当該の町会は受けていますので、その辺は私は評価をしたいなと思っています。

○小林たかや委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、ちょっと執行機関と、先ほど木村委員からご提案のありました、公聴会だけでなく今後は説明会の在り方も含めて検討していこうというのを委員会として申し入れたらどうかということですが、そういうことでよろしいんですね。

皆さんどうですか。よろしいですか、説明会も含めて申し入れていくということで。今までは公聴会だけだったんですけど、説明会自体も、今後、再開発があるときは説明会の在り方を検討しながら執行機関に求めていくと。というのは、今後、外神田だけでなく、区有施設を含む再開発が出てきておりますので、ここで一旦この委員会では整理はしたいと思っておりますので、委員の方が今これについても含めたいということで集約をしたいと思っておりますけれども、執行機関のほうはちょっといかがですか。

○加島まちづくり担当部長 委員会集約ですので、私たちがそれはいかがなものかと、そういうふうなことはちょっと言えないと思っておりますので、はい、委員会で整理されたものに関しましては尊重させていただきたいなと思っております。

○小林たかや委員長 はい。ありがとうございます。

では、それについては皆さんのほうで、今、確認させていただいたけど、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。では、前回の……

○岩田委員 委員長。

○小林たかや委員長 ちょっと待ってください。

前回の1から4に加えて、もう一つ説明会の在り方を含めて検討するということを追加して集約にしたいと思っております。よろしく申し上げます。

はい、どうぞ。岩田委員。

○岩田委員 すみません。その集約の説明会、公聴会も都市計画運用指針にのっとり説明会、公聴会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮するよう求めていただきたいと思います。

○小林たかや委員長 それも含めてです。

○岩田委員 はい。ありがとうございます。

○小林たかや委員長 はい。含めて検討をしていただきたい。全て運用指針で示されたことは、もちろん運用指針ですから参考にはしますけれども、これはやっぱり自治の部分で千代田区のやり方もあるでしょうから、それも含めて検討し、執行機関から提案を頂き、そこでまた議論するということになろうかと思います。

それともう一つ、先ほど議論の中で副委員長のほうから、2月10日の公聴会までに陳述者の意見をまとめて出してくれという要望がありましたけど、それについては2月10日までは無理だと。しかし、それが終わってからはホームページ等で示すということによろしいですか。

○加島まちづくり担当部長 95名の方から申出書、また10日に公聴会で公述をしていただくと。それに対しての区の見解をお答えするという形で出すという形なので、やはりそれはちょっと時間がかかるというところなので、それでご理解いただきたいということで、先ほどそういう趣旨です。

○小林たかや委員長 そうですね。

○加島まちづくり担当部長 はい。

○小林たかや委員長 そういう趣旨で出すと。

○小枝副委員長 ちょっと説明します。

○小林たかや委員長 副委員長。

○小枝副委員長 そうすると——まあ、今の件については、もう、それはそれで受け止めます。そうすると、公述人の割合というのはどういうふうに判断していくのか。これすみません、二番町のほうでもやり取りさせてもらったんですけど、どういう、10人とおっしゃったでしょう。10人をどういうふうに配分したのかとか、そういうことの公明性というか、透明性というのをも求められる。それは、答弁できるところがあれば、してほしいです。

○加島まちづくり担当部長 それは先ほどご説明したとおり、申出書を確認させていただいて、その中で公述、しっかり書いていただいている方を選んで、これで公述していただけるだろうというところを選ばせていただいた。特に二番町に関しては、住民の方というところがあつたので、二番町に在住の方、または番町に在住の方ということで選ばせていただいたといったところでございます。

○小枝副委員長 今回の場合は、そうすると、在住、在勤いろいろあるんでしょうが、6割・4割の意見の中でどういう構成でメンバー選定をしていったのか、そこら辺の判断基準というのは、人数的にね、中身はどういうふうに、ある程度比例的になっているのか、それとも半分半分なのか、どういう判断で選定しているのかを聞いておきたい。

○小林たかや委員長 はい、部長。

○小枝副委員長 課長が手を挙げています。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと……

○小枝副委員長 課長が手を挙げています。

○加島まちづくり担当部長 えっ。

○小枝副委員長 課長が手を挙げています。



○加島まちづくり担当部長 じゃあ、すみません。

○小林たかや委員長 いやいや、ちょっと待って。仕切るのは委員長ですから。

○小枝副委員長 ごめんなさい。（発言する者あり）

○嶋崎委員 仕切るのは委員長がやるんだから。

○小林たかや委員長 ちょっと下げてください。

それでは、（発言する者あり）担当課長。

○神原地域まちづくり課長 担当課長です。今、公述人の属性の割合というお話だと思いますので、お答えさせていただきます。

まず、地区内権利者の方が4名いまして、賛成、反対2名ずつでございます。で、地区内借家人の方も2名ございまして、賛成、反対、1名、1名でございます。次に、区内の在勤者の方も賛成、反対、1名、1名、区内在住の方が2名ございまして、こちらは反対の方2名ということになってございまして、計10名、賛成4、反対6という内訳になるかと思えます。

以上です。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですね。

あと、今整理している集約した中で、6人初めに予定していたのが10人になりましたよね。今後この10人でいかどうかも含めて検討するということなんで、その辺はよろしいですね。今回は10人ということで、（「お渡しした」と呼ぶ者あり）ね、お渡ししたので検討していただきたいということも入っていますのでよろしくと。

それと、あと陳情の、一つずつちょっと整理して確認していきたいんで執行機関のほうでお答えいただきたいんです。

まず、5-4の1、ウェブ視聴用のシステム改善。本説明会の2日間および、1月の26日に開かれた「二番町地区の公聴会傍聴」において、ウェブ視聴で音声途切れていきます。改善を求めますと。これについてはもう原因が分かっているんで万世橋出張所のほうは大丈夫、対応していくということでよろしいですね。

2、他の地域での説明会の開催。本説明会は区有施設の説明が主となっており、区民財産であるため、地域を絞らず千代田区全体で説明した上で質疑を受けていただく。これについては、全区域ではやらないと、やれないということですね。今後、今後については個別の先ほど委員からもありましたけど、個別に施設の、葬祭場とか清掃事務所についてのことは個別に説明をしていくと。依頼があればしていきますよということでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、5-4はそういうことで、5-5についてです。1、公聴会開催現地での傍聴参加。公聴会の傍聴はウェブ視聴のみとなっております。しかしながら、ウェブを操作できない人もおり、また公に聴く公聴会主旨に反していると考えます。是非現地での傍聴を可能にさせていただくようお願いしますと。これは今の執行機関の立場としては、公述人が陳述できるように、確保するために、現地での傍聴は行わない。その代わりに現地でのウェブ視聴は行うということですよ。

ちょっと追加して、委員から出ていたので確認なんですけれども、例えばそのウェブ視

聴が、現実的にちょっとあれなんですけど、区役所でもやるということはできるんですか。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと、今、そこまでは考えておりません。で、ウェブの傍聴ができないという方がいらっしゃいましたら、二番町のときもそうだったんですけど、ちょっと窓口のほうにお声かけいただいて、どういった形だったらできるかという形でご相談いただければなというふうに思っております。

○小林たかや委員長 先ほどの答弁もそうでしたね。

そうしますと、今は、ウェブの傍聴については、視聴ですか、については万世橋出張所の区民館の2階ですか、でやると、万世橋区民館で同時に行うと。で、区役所でやるということは今考えていないけど、もしウェブ視聴ができない人はご相談いただければ対応するというところでよろしいですか。

○加島まちづくり担当部長 基本的にパソコンだとかスマホでのウェブ傍聴は可能なので、現地に行かなくても見れるというところがございます。で、そういった形で見たくないという方がいらっしゃったら、今は万世橋の区民館の2階に、ウェブなんですけれども、そこで傍聴できるようにすると。それ以外にも傍聴をできないかという形で、傍聴できないんだけど、というような方がいたら、その窓口のほうでちょっとご相談いただければなというふうに思っております。

○小林たかや委員長 はい、分かりました。

それで、ちょっと、これは陳情ではなくて、うちの申入れの中で、今後の公聴会の傍聴とか説明会の傍聴——説明会は一つ前にあれなんだ。公聴会の傍聴については、様々な検討の中に、やはり何か所でも視聴できるような検討も入っていると思いますので、その辺も検討していただきたいと。今回はできないというのは分かっていますので、検討は頂きたいということではよろしいですか。

○加島まちづくり担当部長 今後の案件にもよってくるのかなというふうに思いますので、全く否定するものではないんですけども、実際どうやって傍聴したらいいのか。今回、推進したい方と反対したい方の意見で、なかなか、面と向かってちょっと話せない部分もあるよねということだったので、こういうウェブということでもやりましたけれども、そういった、まあ、こういった言葉が合っているかどうか分かりませんが、対立関係だとか、そういうものじゃなくて、普通に都市計画としての公聴会ということであれば、別に傍聴席を設けてという形も可能なのではないかなと思いますので、ちょっと案件によって様々にあるんじゃないかなというふうには思っております。

○小林たかや委員長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、戻りまして、陳情5-5の2、ウェブ視聴環境の改善。1月26日開催された二番町公聴会で、同月27日、28日にそれぞれ開催した外神田まちづくり説明会でウェブの視聴は非常に聞きづらいと当会に問合せがあります。現地傍聴が出来ないのであれば、ウェブ視聴の改善を求めますと。これは改善を、原因をつかんでいるんで、これも対応するというところでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、陳情2件につきまして今まで審査してございましたけれども、この送付陳情5-4、説明会の再度開催を求める陳情、送付5-5、公聴会を現地傍聴にすることを求める陳情につきましては、取扱いはいかがいたしますか。

○嶋崎委員 今日のところ、今、委員長が一つ一つ丁寧に整理をされました。同時に、この整理の前にそれぞれの委員から、委員会での申入れを含めていろいろと議論がありましたけれども、最終的には委員長が整理されましたので、これはきちっと陳情者に今の議事録をもってお返しをして、一日も早く改善をしていただくというところも含めての処理でいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、お諮りを頂きたいと思います。

○小林たかや委員長 ただいま嶋崎委員から提案がございましたけれども、そのような扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、本日の議事録をもって陳情者にお返しし、2件の陳情については終了いたします。

それでは、以上で陳情審査を終わります。

それでは、次に参ります。日程2、その他について執行機関ありますか。（発言する者あり）なし。

委員の方、ございますか。

○木村委員 当該委員会のちょっと所管ではないんだけど、昨日、神田警察通りの街路樹4本伐採がなされたということで、新聞でも一部報道されております。で、これは企画総務委員会ですと審査してきたことです。ですから、踏み込んでやるつもりは全くありません。ただ、当委員会の設置理由の中に、具体的なまちづくりについての合意形成の在り方と、これについても調査を行うということで設置理由にありますので、ちょっとこの視点から、その他なので、ちょっと二、三確認をさせていただきたいと。

今回、本当に突如、私も当然初めて知った。もうびっくりしたんだけど、で、4本が伐採された。これは今後円滑な整備事業が進むという見通しの下で伐採されたのですか。見通しもなく伐採したんですか。ちょっとその辺聞かせてください。

○小林たかや委員長 担当課長。

○印出井環境まちづくり部長 担当課長がいないので、環境まちづくり部長です。

○小林たかや委員長 部長。

○印出井環境まちづくり部長 はい。本件の工事につきましては、昨年8月の当委員会（企画総務委員会）におきましても、最終の陳情審査の中で、引き続き、今、木村委員からもご提示がありましたが、合意形成に向けて、賛成、反対と双方のということで努めるというような申入れを受けた中で、その後の状況の推移を我々としても注視して、議会においても、様々な契約、予算の手続等も含めてご承認を頂いて、執行機関の責任として執行をするという段階になったのはご承知おきかと思えます。

で、その後、いわゆる街路樹を守る会の皆様と私たちとの間のコミュニケーションが、国賠訴訟並びに住民訴訟という訴訟を通じたコミュニケーションが中心になってきたという経緯がございます。そういった中で、原告と被告という立場の我々が間に入って、イチヨウを守る方々と道路整備を進めてほしい方々との合意形成を図ることが難しい状況であるというふうに認識をしております。

そういった中で、本件工事が、我々としてもこれ以上遅れることは、さらなる経費の負担の増大と神田駅に向かったⅢ期以降の工事の大幅な遅延ということを招くという、そういうことを念頭に置きながら、今後も引き続き反対の方の妨げる行為があるということも

想定しつつ、これはまた執行責任として進めなければいけないと。さらには安全・安心で快適な道路整備をいち早く進めるということで進めたものでございます。一定の課題はあるという認識の上で、執行機関としての責任を持って進めたというところでございます。

○木村委員 ジャあ、要するに見通しはないけれども進めたということでいいですね。これは、いい悪いとかという、今後の神田のほうの工事が遅れるとか、これはまた所管が違うのでそこまでやるつもりはありません。つまり見通しを持って始めた伐採工事なのかということだけ、再開なのかということだけは確認したかった。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、この工事は我々の執行責任として進めなければいけないですし、進めるべきであるというような認識でございます。一定の課題はあるというふうに認識しておりますが、執行機関としての責任を持って今回の道路整備の作業に入ったということでございます。

○木村委員 議決した工事案件ですので、それを受けて執行機関が工事を始める。ただ、その過程で、その間でいろんな問題点が露呈されてきたというところで今日に至っているんじゃないかなというふうに思うんですね。中身については所管が違うんでまた別のところでやりましょう。それで、今回の工事で恐らく今後始まる定例会の大きな焦点の一つに浮上してきたということだと思うんです。

それで、ちょっと一つだけ、少なくともそうした見通しが無いまま工事が始まるというふうになると、やはり区議会としても果たしてこのままでいいのかなと、当然心配になってくるわけです。昔、炎天下の下で街路樹を見守るという状況があって、このまま工事を強行するのはよくないだろうという意見も一部にありました。で、この寒空でしょう。この寒空。そして、恐らく議会としても、区がどういう経過で工事を再開し、今どういうふうになりつつあるのかという状況が分からないまま進んでいくことについては、議会としても非常に心配なわけです。となると、所管の委員会でこの問題経過ないしもしくは今後の見通しも含めて所管の委員会で検討されることになると思うんですよ、今後ね。で、その間ですよ、その間、どうなんでしょう、執行機関として工事を進めるというのはちょっといかがなものかと。次の1定で、やはり議会としてしかるべきところで審議すると。で、その内容を踏まえて工事の継続というのを判断するというような形の対応というのはできないだろうかと。その辺どうでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどもご答弁申し上げておりますけれども、我々としては必要な工事であり、一定の所要の手続を経て執行に至る。で、安全・安心で快適な道路整備とまちづくりを推進するために進めるべきであるというふうに考えております。様々なご意見がある中で、実力をもって妨害をすることで我々が執行を停止するという、事実上停止するということについては、いろいろなご意見があるというふうに思っています。これから区政全般において、そういった場面があったときに、執行機関としてどういう姿勢を示していくのかということにも影響を及ぼすようなことになってくるのかなというふうに思います。

今、木村委員からのご質問でございますけれども、当然議会とのコミュニケーションの中で、今回の工事について取扱いについて助言を受けながら進めていくと。当然、執行機関の権限と責任において判断はしていくというところでございますけれども、具体的ご質問に対して、それまでの間、執行しないというようなことは、この場ではご答弁は差し控

えさせていただきますと思います。

○木村委員 じゃあ、ちょっと委員長、最後ね。

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 今、部長大変なご答弁をされました。一旦議決されたら、住民がどんなに声を上げても強行します。そういうことをおっしゃっているわけ。今後様々な公の施設の機能更新が始まりますでしょ。多様な意見があるでしょう。そのときに行政がどう住民と向き合っていくのかと。これが今後問われてくると思うんです。建物を造る、道路を造るのが目的じゃないわけですよ。それを通して、人をつなぐ、まちを活性化させる、地域コミュニティを再生させる。これが主な目的なんじゃないですか。道路整備はそのための道具立てでしょう。これは神田出身の福田徳三さんが言った言葉なんですよ、関東大震災のときに。道路を造るのが目的になっちゃって、あとは住民がどうなろうと関係ないじゃないでしょ。住民同士をつなぐための道路整備でなければならないわけでしょ。そうならないから、住民は声を上げているわけだ。だからどんなに声を上げても議決されたんだから進めますとなっちゃったらね、これ、議会の責任重大ですよ。なかなか議決できないですよ、今後。その辺は、少なくとも議会がですよ、現状をきちんと把握をして、どういう状況になっているのか把握をして、今後どうなっていくのかと、見通しはどうかと。少なくとも議会がその辺の判断ができるぐらいの材料が提供されて、で、その上で再開するかどうかを判断するというのもあっていいんじゃないかと。で、もう、それ、判断するのって、もう定例会が始まるのよ。だからそれぐらいまで、ちょっと、少し行政としても、立ち止まって、議会と知恵を出し合うという場があっていいんじゃないかなと思うんですよ。どうでしょうかね。ちょっと、これ以上やると、委員長がだんだん目がきつくなってきましたから。（発言する者あり）

○印出井環境まちづくり部長 道路整備についての考え方は、木村委員ご指摘のとおりでございますし、私も先ほどの答弁で、議決があったから進めるという趣旨でご答弁したつもりはございません。今回の道路整備が安全・安心で快適、そしてまちづくり、にぎわいと、まさに地域コミュニティをつなぐためのものとして進めるべきと。それについて様々な意見があったんだろうと思います。それを、我々としては、いわゆる賛成、反対がある中で、沿道整備協議会やアンケートを通じてその集約を図り、議会でも数次にわたる陳情審査、契約、そういうプロセスを通して、いろいろな意見はあるけれども、これをまちづくりのために進める道路整備だということで、最終的にご議決を受けて、責任を持って執行するというようなことでございますので、目的のために手段としての道路整備について手続を受けたので進めるという認識でございます。その辺はご理解を頂きたいというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたけれども、そういった我々の意思決定をある意味現場でもって実力をもって妨げるということでしたらに執行を停止するということについては、これまた様々な議論があるかというふうに思います。で、私、先ほど申し上げましたように、議会における様々なご意見やご助言にも今後耳を貸さないというわけでは全くございませんが、現時点でこの場では執行を差し控えるというような形でのご答弁はいたしかねるということで、そこはぜひご理解を頂きたいと思います。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですね。ね。

○木村委員 はい。

○小林たかや委員長 その他、ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時55分閉会